

## 空き家除却費用の一部を助成します

問 企画調整課 企画政策係  
☎476-1111(222・224)

活用不可能な空き家が存在することにより、売買に支障が生じている宅地の空き家を除去し、新たに定住住宅を建設しようとする場合、除却費用の一部を助成します。

※定住住宅取得補助金との併用が可能です。

### 【補助対象物件】 町内にある住宅で、1～2全てに該当するもの

- 1 個人が居住するために建築された住宅
- 2 活用不可能な空き家等

※アパート、マンションや賃貸住宅として利用されていたものは対象となりません。

### 【補助対象者】 1～2全てに該当するもの

- 1 定住住宅を建設するために空き家等を購入し、解体しようとする個人
- 2 購入した空き家等を解体後、1年以内に住宅を建設できる者

### 【補助要件】

○町内の建築業者等（個人事業主を含む）に発注すること

### 【補助対象経費】

○空き家等の解体に係る経費

※倉庫や車庫のみの解体、宅地の造成は対象となりません。

### 【補助金額】

補助対象経費の2分の1以内で50万円を上限とします。

補助金額の千円未満の端数は切り捨て

### 【申請の時期】

空き家等を購入し、解体撤去工事契約を締結した時点で申請書類を提出し、町より交付決定を受けてください。

※解体中、解体後の申請については受理することができません。



## パブリックコメントを実施しています

問 企画調整課 企画政策係  
☎476-1111(221)

町では【第三次大崎町総合計画】の策定に当たり、住民の皆様のニーズを十分に踏まえながら多様な意見を反映させるため、以下のとおりパブリックコメントを実施しております。

### 【募集期間】

令和3年4月23日（金）～令和3年5月24日（月）

### 【意見募集対象】

第三次大崎町総合計画（素案）

### 【閲覧場所】

町ホームページ、役場本庁1階情報公開コーナー、野方支所

### 【意見提出方法】

所定の様式を電子メール、郵送、窓口持参のいずれかの方法で企画調整課企画政策係へ提出

※様式は閲覧場所に設置してあります。また町ホームページからも入手できます。

### 【意見提出時期】

令和3年5月24日（月）17:00 必着

### 【留意事項】

氏名などを公表はしませんが、学識経験者や専門家にあつては、了承を得たうえで氏名または、団体名を公表する場合があります。なお、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。